

---

---

## 臨床社会学の方法

### (44) 暴力加害者対策はどうして必要なのか

ー暴力の再生産・連鎖を断ち切るためにー

中村 正

---

---

#### 1. 加害者どうするーようやく動き出すか

2001年(平成13年)にできた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」は加害者対策について第25条で調査研究することとしている。しかし加害者対策の制度が創出されていない。国は調査ばかりしてきたといっても過言ではない。私は、その一つ、平成27年度(2015年度)「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」に関係していたことがある。その時も、加害者対策の議論はするが本格的な取り組みをすべきという結論には至らなかった。その後何度か委員会を組織しているが、有識者会議も決断できずに推移し、加害者対策は時期尚早だと先送りしてきた。

しかしそれではDVを断てないということで国も重い腰を上げ始め、加害者対策始動というところまで来た。そこで令和元年度(2019年度)から再び内閣府のDV加害者対策調査研究事業に関与するようになった。政策化をしたいこともあり座長になっている。これらの加害者対策は次のようにして進められてきた。令和元年度(2019年

度)「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究検討会」、令和2年度(2020年度)「配偶者暴力加害者プログラム調査研究事業」を担った。さらに「内閣府女性に対する暴力に関する専門調査会」の委員も継続しつつ、令和3年(2021年度)と4年度(2022年度)には「配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業検討会」を担当してきた。そして令和5年度(2023年度)「配偶者暴力加害者プログラムの普及に係る調査研究事業」も継続して座長として担当してきた。

#### 2. 暴力の連鎖を視野にいれてーどうして加害者対策が必要なのかの根拠

刑事司法のなかでは被害と加害という対立的・二元的な構造は強く存在している。しかし、親密な関係性における被害と加害は同じようではない。親子、夫婦、男女(パートナーシップ制度があるので男男、女女、さらにトランスの場合も加わる)、さらには師弟、上司・部下など一定の人間関係がある者同士の暴力は、被害と加害の関係性を無視できず、見知らぬ者同士の被害と加害と同

じではない面がある。本連載では刑罰だけではない加害者対策を長く検討してきたが、DV・虐待の加害者対策が地域・自治体レベルで社会制度的に始動する段階でもあり、加害者対策が必要となる論理を確認しておきたい。

刑事罰にならない暴力、いじめ、ハラスメント、体罰、虐待の加害者対策に刑事司法だけではなく取り組むべきという立場から重視したいことは、加害の背景にある暴力の連鎖である。

たとえば少年院在院者の調査（令和5年版『犯罪白書』）をみてみよう。あとで検討する「子ども期逆境体験」を調べたデータである。少年院在院者には親からの身体的暴力がかなりあることがわかる（本節末尾の図）。さらにその保護者にも同じようなデータをとっている。保護者もまた未成年の時に親から暴力を振るわれた者が12%となっている。令和5年の調査で18歳未満の在院者の保護者なので、比較的若い層だと推測される。40歳前くらいだろうか。さらにその親世代となると60歳前後だろう。こうして3世代にわたって暴力が続いている層がある。

続いて、学校の部活などでの体罰も同じ傾向がある。「体罰の再生産」と指摘したスポーツ心理学の研究がある。この分野の先行研究をまとめると、体罰を受けた経験を持つスポーツ選手は体罰を肯定し、体罰を用いるかもしれないと考えているという。また、体罰を受けた選手は体罰をとおして技術的・精神的に成長したと意味づけるという（中村哲也『体罰と日本野球』岩波書店、2023年）。

また、職場のいじめ研究（ハラスメントも

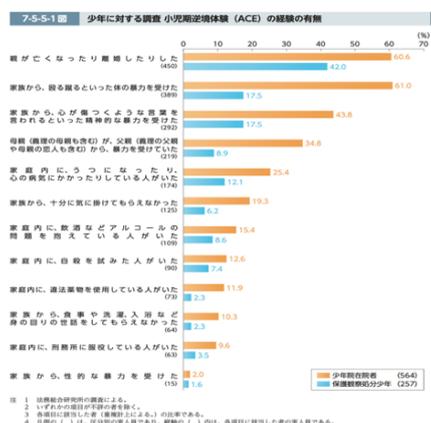
含む）からも同じようなことが指摘されている（坂倉昇平『大人のいじめ』ちくま新書、2021年）。坂倉さんは労働相談に応じており数多くの事例をもとに指摘をしている。この大人のいじめ研究では、上下関係だけではなく同僚関係でもいじめが存在しており、組織はそれを止めるどころか放置し、相互管理の仕組みとして利用さえしているという。「労災認定された職場いじめの4割は同僚による」「ハラスメントは放置される」などと言う。「ハラスメントの『放置』は、企業の対策の『不足』や『失敗』によるもの」ではなく、「むしろ職場いじめが繰り返される状態の方が、会社にとって何らかの理由で『合理的』なのではないか」と問うている（51頁）。それは競争しあうことが温床になっている組織だからこそ発生する疑心暗鬼がベースになっているといえるだろう。こうした事態を把握する言葉としてハラスメントは狭いので、「いじめ」として広義に把握することをとおして、部下から上司や同僚同士の暴力を視野にいれ、それを放置することに「労務管理」的な機能があるという意味である。

子ども虐待とDV加害も暴力の再生産がある。虐待する父親向けの脱暴力を課題にする男親塾を大阪で主宰しているが、このグループワークに参加する男性の全てはかつて親から虐待を受けていた。もちろんそうではない男親も世の中には多いが、暴力が連鎖していない男性はそもそも男親塾には来ない。また、京都府と連携して取り組むDV加害が主訴で相談に来る男性問題相談室でも同じようである。つまりDV加害者には虐待する父親がいたのだ。暴力が連鎖していない男性がかなり存在しているので、

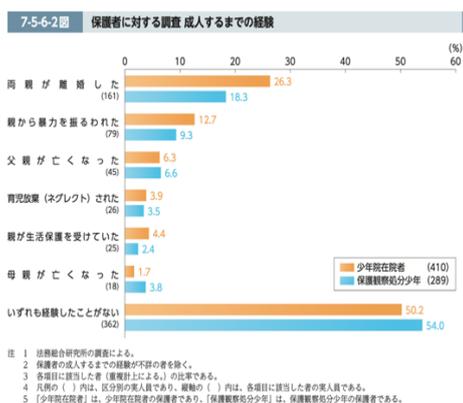
どこかに非暴力への分岐点があることになる。暴力を振るわれたが再生産していない男性の心理的社会的な特性が分岐点をみると分かるので、いずれにはライフストーリー調査をしてみたい。

暴力の連鎖・再生産は、被害者が加害者へと展開していく過程といえる。だからさらに次の加害者をうまないためにも現在の加害者への脱暴力対策が不可欠となる。

### 関係性の再生産(令和5年「犯罪白書」より)



### 続(その親もまた暴力を受けていた)



### 3. 子ども期逆境体験への対応としての男性性ジェンダー作用

子ども期に体験した被害は、「子ども期逆境体験」としてアセスメントされる。次の10項目が逆境的体験として特定されている。1. 心理的虐待、2. 身体的虐待、3. 性的虐待、4. 身体的ネグレクト、5. 情緒的(心理的)ネグレクト、6. 家族の離別、7. 家庭内暴力の目撃(DV)、8. 家族の物質乱用(アルコール・薬物)、9. 家族の精神疾患、10. 家族の収監である。これらは英語名で「ACEs(エースズ)」と略され、その正式名称は「Adverse Childhood Experience」である。ここに先の少年院調査での少年と保護者のペア調査を重ねると、暴力の再生産・連鎖がみてとれる。

しかし、もちろん逆境的体験を乗り越える者も多いはずである。本稿で注目したいのは、その乗り越え方に、男性性ジェンダーが作用していると考えられる点である。何らかの逆境的体験を乗り越える力はもちろん肯定的な体験であるが、そこに男性性ジェンダーが作用していることが男性の暴力加害者との対話から見えてくる。体罰を受けたがそれを乗り越えることで成長したと感じる層があるという体罰肯定の研究を紹介したが、同じロジックである。アスリートだけではなく一般の男性でも、暴力を受けたがそれを乗り越えたと思う際に男性性ジェンダー意識が活用され、強化されることがある。企業組織でもハラスメントやいじめまがいの競争的な環境で用いられる労務管理の手法で生き延びてきた上司も同じような傾向がある。自己責任という言い方がこれらを助長させる。

人生のこれまでの経過を肯定的に眺めるという意識や態度がありうるということを前提にしたとしても、逆境的体験が人を鍛えるという考え方は男性性ジェンダーを介すると危険な面もあることが理解できる。その乗り越え方に主流となっている男性性ジェンダー作用が機能しているので、乗り越え方を吟味する必要があるという意味である。子育てのなかで男親は、逆境的な体験を男性として乗り越えたがそれは男としての自己を強化したので、子どもにも同じような暴力の乗り越え体験をさせるべきだとの考えに至る経過は男性性からみると諸刃の刃である。そうした男親たちが私たちの取り組む男親塾にやってくる。

さらに一般化すれば、日常的環境のなかに暴力が存在し、そのなかをサバイブしてきたが、そこにこそ暴力被害が加害へと展開していく芽があるともいえるだろう。そこに照準し、子ども期逆境体験の暴力を肯定しない乗り越え方こそが大切となる。これは脱暴力に取り組む加害者対策実践者の留意点である。

暴力を肯定し、自己物語として内面化され、他者との関係づけのなかに意味構成されていく。そうした過程をとおして暴力が関係性に巣食うことになる。もちろんそうではない人もいたので、暴力によらない問題解決の身につけ方として、再生産・連鎖しない人の生活体験に学ぶことが不可欠となる。それと同じような比重で、少なくとも再生産・連鎖した人の体験の一連の過程を究明し、暴力と非暴力の分岐点をさぐるためにも暴力加害者との対話は不可欠といえる。そうした対話が可能となるような加害者対策は必須となる。ACEの研究は重要だし、

日本社会に即して改変されるべきだと思うが、それ以上に逆境的体験を乗り越えるという際に、両儀的な意味を持つ男性性ジェンダーの視点が欠けていることがやはり気になる。

#### 4. 逆境的体験を乗り越える際の男性性ジェンダー作用

暴力が連鎖している加害男性たちとの対話からこの点を特徴づけると次のように整理できる。①「男性的な克己の過程」：暴力を振るわれてもそれに耐えて対応してきた男性的な克己の過程があり、それを乗り越えてきたと意味づけている。②「男性的な沈黙へと幽閉」：男性が暴力被害を受けることは主流の男性性ジェンダーからすると恥辱的なので、沈黙へと体験を閉じ込める（幽閉）。③「男性的な鼓舞の契機」：それは自負できることでもあり、長じて自分の息子に推奨さえする鍛錬の体験でもあると考える。④「資源や儀礼として機能する」：暴力は、男性として生きていく上での資源として機能する。⑤あるいは通過儀礼として成長していく源泉ともなる。⑥「男性性ジェンダーが社会の共犯関係」：暴力という形態ではなく別の攻撃性へとエネルギーを展開していくこともできる。

これらは男性加害者との対話やグループワークのなかからの整理である。内心としてこうした心理作用を男性性ジェンダーは果たす。このジェンダー作用は、個々人の心理学的次元というよりは社会学的次元にある。つまり、人々の関係性に影響を与える。また、いじめ、パワーハラスメント、体罰、暴力によるしつけなどは社会的、組織的に

は肯定される傾向もある。相互作用をもとにした関係性を構成する際に、男性性ジェンダー作用は次のような特性をもつ。

第1は、親密さの形成とホモソーシャル関係についてである。ボーイズクラブ的に親密な関係性が生育過程で作られる。学童期や思春期の同性同士が近づくなかで形成される友愛・友情に男性性ジェンダーが作用し、近づきつつも距離を置くというホソシアルとホモフォビアが同居する物語をつくる。

第2は、その際、暴力・競争・排除・優劣などの主流となっている特性が、男性性ジェンダーに付与されがちである。親密な関係性にこうした男性性ジェンダーの意識を内在させ、そこにホモソーシャル的な関係を組成させる。特にスポーツや女性蔑視的な文化が動員される。

第3は、漫画、映画、ドラマ、音楽などをとおして表象される男らしき文化が関与し、イリュージョンとして意識に作用する。そこに自己を同化させつ男らしき文化が構築される。それへの同化を試みながら少年たちはそのフィクションに擬態する。

第4は、マジョリティとしてのシスジェンダー男性への生育過程で、異性との関係において親密な関係性を展開させていく。先行する同性同士の友愛・友情として体験した親密な関係性を投影する。その際、異性との関係性を意識させるのは母性の存在である。「母性的なるもの」との関係で身につけた身体や感情の次元からのジェンダー作用は長じて構築する男女関係に影響する。特に、父母は男女関係でもあることから、パートナーシップの模範として子どもに作用する。成熟した男女関係を構築する以前の

親密な関係性体験として、同性同士の親密体験と母子関係における親密体験が混在する。自らつくる愛情関係に先行した親密体験は生育過程に影響する。

6点に整理した男性心理的な内心の構成と4つの社会的な関係性水準にあるものが交差し、逆境的体験の乗り越えに男性性ジェンダーが作用し、暴力を必ずしも否定しない意識や態度が構成されていく面を無視できない。

これらの事例は男性相談やグループワークにおいて頻出する。たとえば、グループワークで肯定的に応答(アファirmーション)すると批判的になる男性がいた。アサーションに馴染めない男性なのだ。そう簡単に肯定して欲しくないというのだ。あるいはタイムアウト法を卑怯だと指摘した男性がいた。その場から逃げることだと理解したのだ。

褒めると嫌がる男性は、グループワークがマウンティングの場になっているともいえる。「お前は俺を褒めるに値するのか」と値踏みしている。そしてそんなに簡単にこうした脱暴力プログラムやカウンセリングで変化する訳がないという強固な信念も吐露され、心の中の闘争モードが垣間見える。暴力の乗り越え方にそれまで生きていた日常的环境、相互作用の仕方、関係性の組成のやりかたが反映されている。

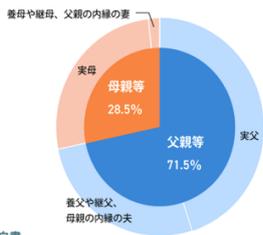
こうした加害者たちとの心理的格闘の総体が加害者対策となる。さらに行為としては暴力なので、被害者が存在しており、謝罪、責任の引き受け、加害の自覚、関係性の再考などへと誘発する対話を行うことになる。時には指示的な面もある。傾聴はするが共感できない体験を持ち込む加害者との対

話には工夫が必要だ。そしてこれら全体は非刑事罰的なアプローチなので、動機形成を行いつつ、協働する伴走型の援助となる。

こうして男性問題の視点を加害者対策に持ち込む必要性は加害男性個人への動機づけとしての脱暴力への対話であるとともに、男性性ジェンダー作用が社会的次元からも機能している。暴力の言い訳や正当化として社会の無意識の、暗黙理論のように機能しているといえる。個人と社会の交差する点から脱暴力へと向かうべき加害者対策となる。

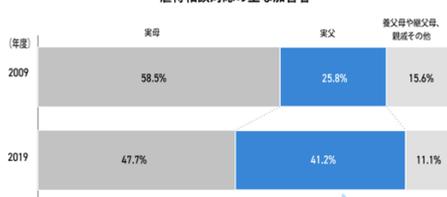
さらに虐待の場合もこの視点が必要である。子ども虐待の加害においても男親の暴力性は大きくなってきた。男親塾のようなアプローチの必要性は増大していることは下図からもわかる。子育てを担ってきた母親が虐待の加害であることが多かったがやはり男親が加害者として張り出してきている。なかでも刑事事件となるような重篤な虐待加害は父親が多い。

児童虐待に関わる犯罪で検挙された加害者の被害者との関係性



法務省「令和2年版犯罪白書」

### 男親への着目



厚生労働省「平成29年度福祉行政報告例の概況」

10年前と比べて実父の割合が増えている

### 5. 関係性の病理について

紹介したように暴力の再生産・連鎖が多様な領域で確認されているので関係性や相互作用の視点から再生産・連鎖を考えてみる。暴力研究の領域では、ACEだけではなく暴力を振るう人の生きてきた環境（相互作用や関係性）を把握する概念が多く提起されてきた。それらを手掛かりにしてみずからの暴力行動を把握し、脱暴力へと至る支援の取り組みに反映させる必要があると考えてきた。「エコロジカル・ネスト（生態学的な巣）」、「トラウマテック・ボンディング」、「ストックホルム症候群」、「加害者への同一化」、「ガスライティング」、「学習性無力感」などである。

いじめ問題でも地位と関係性の病理をとらえてきた。たとえば「フレームの混乱」という事態である。いじめであるにもかかわらず、いじめている側が、「これは遊びだ」といってフレームや状況を恣意的に定義することは批判を封じるので恐ろしいことである。「遊びなのにまじめに反応するな」というメッセージを含み、いじめられている側に反論できないというダブルバインド状況をもたらす。

演習で指導をしているある院生が「いじり」の研究をした。インタビュー調査をして「いじられ体験」を聞き取った。いじめといじりは連続的であるが、仲間意識のなかでは潤滑油のように思う人、あるいはいじられ役を演じる人もいる。いじめとは不連続なように見える面もあるが、そこに被害者が加担させられることや自己非難じみた自虐性もあることなど、調査をすればするほど、いじめとはまた異なる恐ろしい面があ

ると指摘した。つまり無自覚で無意識的で遊び感覚的な要素があるというのだ。

これと同じようなことが男性相談でも話されたことがある。「笑いながら怒るようになってしまった」と悩む男性がいた。少年の頃、身体をくすぐられながら暴力を受けていたと振り返っていた。そうすると自然な笑いができなくなったという。逃れられない状況に追い込んでおいて暴力を加えながら別の意味づけ(フレーミング)をするとどうなるのだろうか。ダブルバインド状況が発生し、情動や行動が混乱し、対人関係が壊されていく。同じようなことは、これは愛情なのか暴力・コントロールなのか、しつけなのか虐待なのか、いじめなのかふざけや冗談としてのいじりなのか、体罰なのか指導なのか等、相互に関係を希求しあうところにはこうしたフレームの混乱が生じやすい。特に体罰を禁止せず、許容している日本社会では、「愛という名の鞭」という矛盾した言い方が流通しているので、余計にこのフレームの混乱がおこる。また、男性の性被害でも、身体的な刺激として生理的に反応して勃起・射精することがある。こうした場合は自己を責めることもあるという。

加害者臨床では、いじめ、マルトリートメントとしてのしつけの暴力、パワーハラスメント、モラルハラスメントや心理的暴力は、「関係コントロール」と位置付けて加害者に理解をすすめる対話をおこなう。暴力加害者たちの「弁解」は都合のよい、暴力を正当化する関係性の結び方を示していると考えられる。加害を認めないとう「否認」と重なる面もある。

要約すれば、①相手との関係において「操作性の強さ」への無自覚さあるいは当然視

がある。②暴力行為にいたったのは理由があるという。相手に問題があるからだという。「他罰性と責任転化」である。③非対称な関係性における「服従化の心理の活用」がある。④相手に対して「読心性(マインドリーディング)の喚起」を期待する。⑤「歪んだ愛着」が形成されやすいこと(あいつは俺がいなければやっていけないと思う等)。⑥人格を攻撃する。「価値剥奪的で地位降格的な関わり」がある(モラルハラスメント的である)。⑦「被害者の自責の念を強化」させるようなコントロールがあること等である(パワーハラスメントについて論じた次の論考を参照のこと。中村正「ハラスメント加害者の更生はいかにして可能かー加害者への臨床心理社会的な実践をもとにして考える」、『日本労働研究雑誌』2019年11月号(No.712)より。ダウンロード可能)。

## 6. 関係性とコントロールが対象になる心理的精神的暴力

関係性が介在して暴力が生起する事情に関して、最近の暴力問題についての議論は、特に心理的精神的暴力、関係コントロール型暴力、エントラップ(罾)型暴力を軸として把握するようになってきた。たとえば2024年4月からDV防止法が改正されることは以前から紹介してきた。接近禁止命令の発令要件が拡大される。「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」とされ、心身という言葉で心理的傷つきを対象にする。

パワーハラスメント防止法(改正労働施策総合推進法)の定義にも「精神的攻撃や個

人の侵害」はすでに明記されている。また、刑法改正（2017年・2023年）で性犯罪の定義が変化した。たとえばグルーミング（手なづけること）、地位や関係性の利用（面会要求罪）、不同意性交罪の創設などである。さらに、カルト二世問題では主にマインドコントロール（子どもの自主性への課題）が主題になっている。SNS的なコミュニケーションの特性が悪用され、自己顕示欲的な発言を助長し、ヘイトコミュニケーションにある優越的コミュニケーション・他罰的コミュニケーションを横行させていることも重なる。

こうした傾向は、すでにDV・虐待など、関係性のなかの暴力の研究面においては心理的暴力や関係コントロールへの注目として研究が盛んである。たとえば、心理的なDVのアセスメント研究がある。いつも男性相談で参考にしてしている研究を紹介しておこう（K. Daniel O'Leary, Roland D. Maiuro, (2001). Psychological Abuse in Violent Domestic Relations, Springer, p.xi）。

4つの視点からコントロールする心理的暴力をアセスメントする。「I. パートナーの自己イメージや自尊心を傷つける」行為で、たとえば、怒鳴る-下品な言葉、軽蔑的な言葉、卑下した言葉で言及する、名前を呼ぶ、外見や行動に関して貶める、友人や家族の前で恥をかかせたり、困らせたりする、子供の感情を害したり、疎外しようとする、超批判的である、否定的である、嘲笑する、感情を無効にする、非難によって個人の責任にする、その人の行動ではなく、性格に焦点を当てて批判するなどがある。

「II. 受動攻撃的に感情的なサポートや養育を拒む行為」で、たとえば、回避や引きこ

もり、不機嫌な態度、無言での対処、辛らつな不作為、ネグレクト、感情放棄（自暴自棄）などの懲罰的使用がある。

「III. 脅迫的な行動」で、たとえば、身体的に傷つけたり、傷付けたり、殺すぞという脅迫：離婚しろ、子どもを取り上げるという強圧的な脅迫、嘘や不貞行為、無謀な運転や行動をとることがある。

「IV. 個人の領域や自由を制限する行為」で、たとえば、友人や家族からの孤立、ストーカー行為や居場所の確認、日記や電話の記録の無効化、パートナーの就労や通学、または自分一人で何かをすることの妨害：関係における意思決定の支配：パートナーの金銭の管理、パートナーによる電話の使用の妨害、車の鍵の取り上げや車の使用不能化、性役割のステレオタイプ化など、性別および／または婚姻関係に基づくパートナーの選択肢の支配、権利意識または所有意識などがある。

## 7. 暴力のある家庭で育つ子どもの意識の研究から

子ども期逆境体験は子どもにとってはトラウマ的体験といえる。そこで育ちを支援する観点から、トラウマインフォームドケア（TIC）が重視されている。トラウマ的体験をしたことを念頭においたケアのことである。ジェンダー体験はトラウマ的になることもある。男性性ジェンダーも同じで、暴力に曝されることや耐え忍ぶことを強調された場合、トラウマとなる人はいる。こうしたジェンダー作用の視点はTICにおいても不可欠だと考えるが、あまり前掲化してこない論点である。子ども期逆境体験

を生き抜くさいに動員される男性性ジェンダー作用は、のちに暴力を肯定するようになる危険性もあることを指摘したが、TIC実践に活かしていく必要がある。このロジックは子どもが虐待のある環境を生き抜く際に抱える課題の研究としてなされてきた。DV家庭で育つ子どもの発達の研究である。たとえば、「DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究」(平成19年度研究報告書、主任は石井朝子さん。平成20年3月)という研究を紹介しておこう。

暴力のある家庭で育つ子どもへの影響を6点にまとめている。第1は、直接の虐待の影である。コントロールの影響が子どもにも発現する。DV(被害を受けている親は自分自身の被害によるこころの傷つきのために無感覚になっており、自分が止めることで更に暴力が激しくなるのを恐れて子どもを守りきれないことが多いという。

第2は、生活の中で繰り返されるトラウマがある。これは一回の大きなトラウマに比べて異なる反応を示すことが多く、発達への影響も強いものになると考えられている。

第3は、トラウマがある家族では安全感の喪失へと至る。

第4は、そしていつ崩れるか分からない不安が生起する。

第5は罪悪感・無力感が支配する。子どもは自分中心に周囲を認識する。そのせいで、何かが起きるとすぐに自分のせいであると思う。

第6は暴力での解決がモデルだと学習する。自分の周りで何か解決しなければならぬことがあると、弱者への暴力で解決しようとしてしまうことに繋がる。その結果、

家庭のみならず学校などの他の場面でも暴力的になる子どもは少なくない。そして権力支配のモデルと保身が見られる。弱い存在である子どもたちは、自分の身を守るために強者であるDV加害者の側に立とうとすることもある。

この研究は、子どもが虐待として直接振るわれる暴力ではなく、DVとして妻であり母である女性に向かう暴力が家族のなかにある場合、面前DVという直接的な暴力の目撃ではなくても暴力がある場合の緊張を反映している。これは家族のなかの暴力を関係性という点から学習していくことでもある。夫婦・男女という対等なパートナーシップが構築されず、暴力がそこに介在する場合は関係の非対称性を学習することになる。

### 家族を介した「関係性の再生産」 ➡ 「面前DV」(=複合暴力)をとおして、男女関係とジェンダー、パートナーシップを学ぶ子ども

- ①生活の中で繰り返されるトラウマ…ストレスとなることがあると、否認や解離に至ることが多くなる
- ②安全感の喪失
- ③いつ崩れるか分からない不安…常に緊張が強いられたり、身構えた中で生きていかなければならない
- ④罪悪感・無力感…罪悪感や無力感が自己評価の低下に繋がり、自分に自信が持てなくなってしまうが
- ⑤暴力での解決モデル
- ⑥権力支配のモデルと保身…弱い存在であるDV被害者に怒りを向ける

『DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究』  
平成19年度(2007年度)厚生労働科学研究報告書(主任研究者:石井朝子)

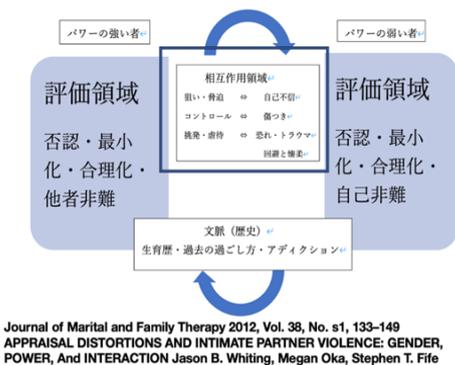
(これらの諸点をまとめたもの)

8. 非対称な関係性の相互作用をとおして生成する暴力

家族システムとしてこの関係の非対称性を見てみよう。夫婦関係と親子関係というパワーの強弱がある非対称な関係性こそが家族の特性であり、そこを起点に情動豊かな小集団として組織されているのが家族であるが、であるが故に独自の緊張と葛藤

が生じる。その横と縦の関係が相互に影響を及ぼすなかで一方の側に脆弱性が蓄積されていくということを意味している。家族という関係性を対象にしている家族システムの研究から引用してみると下図のように整理できる。非対称な関係性は他方の側に脆弱性を蓄積させていくが、その相互過程には「他者非難と自己非難」という対の関係が組織されていることを表したものである。もちろん力の強弱によるコントロール作用なので強い者にはジレンマがある。加害者のジレンマと私は呼んでいる。非対称性の核心には、他者非難と自己非難の組み合わせがあり、それが関係性として固着してくなかで暴力が常態化していく男親たちは他者非難に長けている（下図参照）。

被害者支援と加害者対応が両方必要な関連図



Journal of Marital and Family Therapy 2012, Vol. 38, No. s1, 133-149  
 APPRAISAL DISTORTIONS AND INTIMATE PARTNER VIOLENCE: GENDER,  
 POWER, AND INTERACTION Jason B. Whiting, Megan Oka, Stephen T. Fife

## 9. 加害者対策は被害者支援の一環として存在していること

親密な関係性は、家族という生活の場であり、人間の再生産領域である。親子、夫婦を中軸にした関係性から成る。その再生産過程に発達があり、発達に影響を与えるものとして暴力がある。また、家族はジェンダー化されている。そこから逃れにくい関係として社会のなかで存在しているので、暴

力や虐待を受けたとしてもそのなかを生き抜くことになる。また、心理的な虐待とモラルハラスメント型 DV は、すぐさま暴力として告発や介入ができにくいこともあり、長期にわたる、習慣化した、関係性となる。当然のことながら、モラルハラスメントや心理的暴力には通例、刑事罰が課されるわけでもない。しかし、なんらかの対応を必要とするほどの暴力がある場合、分離を中心とした保護命令や家族介入がなされる。被害者支援という形態になる。分離も考え方を考えるべき時にきている。被害者が生活の場を離れるのではなく加害者とその場を離れることが本来は要請される。被害者が逃げなくてもよい対策という意味である。私たちの脱暴力グループワークや男性相談にやってくる加害男性の半数近くは自らが住まいを変え、いったん別居生活をする。母子である被害者が逃げなくてもよい選択をすることも加害者の責任の取り方といえる。こうしたことから加害者対策が体系化されていく。そして加害者臨床が登場する。脱暴力に向けた行動を意識へと改善することに伴走する支援が始まる。相当に長い過程を歩むことになる。いわゆる加害者プログラムであるが、単にプログラムがあればよいというのではないことは幾度となく指摘してきたが、また紹介していくことにしたい。本稿では、こうした加害者対策の必要性について被害者から加害者へと展開していくことがわかっているのでその連鎖を切断するという意味での加害者対策の必要性を考えてみた。

中村正（なかむらただし）  
 社会病理学・臨床社会学  
 2024年2月29日受理